㈡　地方債の届出をしようとする地方公共団体は、起債の目的となる事業の内容に応じて総務大臣が定める区分ごとに届出書を作成し、総務大臣又は都道府県知事の定める期間内に、これを提出しなければならないこととした。（第一七条第二項関係）

㈢　都道府県知事は、市町村からの地方債の届出を受けたときは、当該届出をとりまとめ、総務大臣が定める期間内に、総務大臣に報告しなければならないこととした。（第一七条第三項関係）

㈣　総務大臣は、都道府県又は指定都市からの地方債の届出又は㈢の規定による報告を受けたときは、当該届出又は報告に係る地方債の限度額及び資金を財務大臣に通知するものとした。（第一七条第四項関係）

㈤　地方公共団体が地方債の届出を行う場合は、法第五条の三第六項に規定する事項のほか、起債対象事業に要する経費の総額とその財源内訳、資金の借入先等を明らかにすることとした。（第一八条関係）

3　起債の協議等の特例

㈠　地方公共団体の組合における起債の協議等についての特例を定めることとした。（第二九条関係）

㈡　決算未提出期間における起債の協議等についての特例を定めることとした。（第三〇条関係）

㈢　地方公共団体の廃置分合又は境界変更があった場合における起債の協議等の規定の適用に関し必要な事項は、総務省令で定めることとした。（第三一条関係）

4　平成二四年度における協議不要対象団体の判定のための実質公債費比率の数値

平成二四年度における協議不要対象団体の判定のための実質公債費比率の数値は、一〇〇分の一四とした。（附則第九条関係）

5　この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（平成二四年二月一日）から施行するものとした。

◇**地方公営企業法施行令等の一部を改正する政令**（政令第二〇号）（総務省）

一　地方公営企業法施行令の一部改正（第一条関係）

1　借入資本金制度（建設改良のための企業債等に相当する額を資本に整理する制度）を廃止することとした。

2　「資金計画」を「キャッシュ・フロー計算書」にすることとした。

3　繰延勘定を廃止することとした。

4　償却資産取得のための補助金等を減価償却費等の発生に併せて収益化することとした。

5　組入資本金制度（建設改良積立金を使用して建設改良を行った場合等に、その使用した額に相当する額を資本金へ組み入れる制度）を廃止することとした。

二　地方財政法施行令の一部改正（第二条関係）

一に伴い、地方公共団体の財政指標の算定方法について所要の改正を行うこととした。

三　地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部改正（第三条関係）

一に伴い、地方公共団体の財政指標の算定方法について所要の改正を行うこととした。

四　この政令は、平成二四年二月一日から施行することとした。

政　令

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年一月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第十八号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）附則第一条第六号の規定に基づき、この政令を制定する。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第六号に掲げる規定の施行期日は、平成二十四年二月一日とする。

内閣総理大臣　野田　佳彦

総務大臣　川端　達夫

地方財政法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年一月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第十九号

地方財政法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の一部の施行に伴い、並びに地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の三第三項から第六項まで及び第五条の八、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二十四条第一項並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方財政法施行令の一部改正）

第一条　地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「この号及び次号」を「この項及び第七条」に改め、同項第二号中「この号」の下に「及び第七条」を加える。

第三条第一号中「次号」の下に「及び第十八条」を加える。

第十二条を削る。

第十一条の見出し中「起債許可団体の判定のための数値」を「実質公債費比率」に改め、同条中「第五条の四第一項第二号」を「第五条の三第四項第一号」に改め、同条を第十二条とする。

第十条の見出し中「起債許可団体の判定のための数値」を「実質公債費比率」に改め、同条中「第五条の四第一項第二号」を「第五条の三第四項第一号」に改め、同条を第十一条とする。